第 136 期　決　算　公　告

平成19年6月28日

大阪市中央区北浜四丁目5番33号
住友信託銀行株式会社
代表取締役社長　森田　豊

貸借対照表（平成19年3月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
現金預け金	**761,614**	**預金**	**11,317,081**
現金	115,808	当座預金	302,833
預け金	645,805	普通預金	1,683,406
コールローン	**244,125**	通知預金	62,450
買入金銭債権	**646,072**	定期預金	8,878,236
特定取引資産	**610,925**	その他の預金	390,155
商品有価証券	4,175	**譲渡性預金**	**2,371,648**
商品有価証券派生商品	4	**コールマネー**	**153,620**
特定金融派生商品	76,457	**売現先勘定**	**683,686**
その他の特定取引資産	530,288	**債券貸借取引受入担保金**	**292,166**
金銭の信託	**20,031**	**特定取引負債**	**55,720**
有価証券	**5,504,467**	特定取引有価証券派生商品	47
国債	1,123,336	特定金融派生商品	55,672
地方債	61,884	**借用金**	**826,578**
社債	750,010	借入金	826,578
株式	1,332,696	**外国為替**	**183**
その他の証券	2,236,540	外国他店預り	183
貸出金	**10,797,440**	未払外国為替	0
割引手形	8,165	**短期社債**	**293,490**
手形貸付	378,936	**社債**	**260,590**
証書貸付	9,004,301	**信託勘定借**	**1,319,548**
当座貸越	1,406,036	**その他負債**	**776,518**
外国為替	**6,618**	未決済為替借	370
外国他店預け	6,618	未払法人税等	45,663
その他資産	**1,041,532**	未払費用	77,629
未決済為替貸	556	前受収益	4,793
前払費用	46	金融派生商品	567,486
未収収益	88,889	その他の負債	80,575
先物取引差入証拠金	5,552	**賞与引当金**	**3,620**
先物取引差金勘定	1,721	**役員賞与引当金**	**85**
金融派生商品	590,723	**退職給付引当金**	**200**
その他の資産	354,043	**繰延税金負債**	**107,010**
有形固定資産	**114,020**	**再評価に係る繰延税金負債**	**6,113**
建物	27,615	**支払承諾**	**741,588**
土地	77,453	**負債の部合計**	**19,209,450**
建設仮勘定	478		
その他の有形固定資産	8,473	**（純資産の部）**	
無形固定資産	**21,392**	**資本金**	**287,517**
ソフトウェア	20,328	**資本剰余金**	**242,538**
その他の無形固定資産	1,063	資本準備金	242,536
支払承諾見返	**741,588**	その他資本剰余金	2
貸倒引当金	**△ 97,879**	**利益剰余金**	**385,296**
投資損失引当金	**△ 6,993**	利益準備金	46,580
		その他利益剰余金	338,715
		海外投資等損失準備金	0
		別途準備金	251,870
		繰越利益剰余金	86,845
		自己株式	**△ 389**
		株主資本合計	**914,963**
		その他有価証券評価差額金	**294,424**
		繰延ヘッジ損益	**△ 9,713**
		土地再評価差額金	**△ 4,168**
		評価・換算差額等合計	**280,542**
		純資産の部合計	**1,195,505**
資産の部合計	**20,404,956**	**負債及び純資産の部合計**	**20,404,956**

(注)

1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。
   特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式については決算日前 1 カ月の市場価格の平均に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、株式以外の時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
5. デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。
6. 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法)を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
   建　物　　3 年～60 年
   動　産　　2 年～20 年
7. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社内における利用可能期間(5 年)に基づいて償却しております。
8. 株式交付費及び社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。
   また、従来、社債発行差金については資産として計上し、社債の償還期間にわたり均等償却を行っておりましたが、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号平成 18 年 8 月 11 日)が一部改正され、改正会計基準の公表日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から改正会計基準を適用し、社債は償却原価法(定額法)に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としております。これにより、従来の方法に比べ「その他資産」中の社債発行差金は 319 百万円、「短期社債」は 209 百万円、「社債」は 109 百万円、それぞれ減少しております。
   なお、平成 18 年 3 月 31 日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した社債発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第 19 号平成 18 年 8 月 11 日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。
9. 外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社・子法人等株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
10. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
   破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
   破綻懸念先及び下記 26.の貸出条件緩和債権等を有する債務者並びにその他今後の管理に注意を要する債務者のうち一定範囲に区分される信用リスクを有する債務者で、与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができるものについては、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率等、債権の発生当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引当てております。
   上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。
   すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び審査部が資産査定を実施し、当該部署から独立したリスク統括部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は23,549百万円であります。

11. 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。
12. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。
13. 従来、役員賞与は、利益処分により支給時に未処分利益の減少として処理しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から同会計基準を適用し、役員に対する賞与を費用として処理することとし、その支給見込額のうち、当期に帰属する額を役員賞与引当金として計上しております。これにより、従来の方法に比べ営業経費は 85 百万円増加し、税引前当期純利益は同額減少しております。
14. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10 年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から損益処理

15. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
16. 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号。以下「業種別監査委員会報告第 24 号」という)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

また、当期末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 15 号)を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間に応じ期間配分しております。

なお、当期末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は 52,131 百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は51,101百万円(同前)であります。

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号。以下「業種別監査委員会報告第 25 号」という)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、一部の資産・負債については、個別取引毎の繰延ヘッジを行っております。

17. 消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産の取得に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しております。

18. 関係会社の株式及び出資総額	303,826百万円
19. 関係会社に対する金銭債権総額	658,862百万円
20. 関係会社に対する金銭債務総額	526,221百万円
21. 有形固定資産の減価償却累計額	93,973百万円

22. 有形固定資産の圧縮記帳額　28,214 百万円

23. 貸借対照表に計上した固定資産のほか電子計算機の一部等については、所有権移転外ファイナンス･リース契約により使用しております。

24. 貸出金のうち、破綻先債権額は 1,763 百万円、延滞債権額は 60,278 百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

25. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権はありません。
なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

26. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 35,758 百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

27. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 97,799 百万円であります。
なお、24.から 27.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

28. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 8,165 百万円であります。

29. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
特定取引資産	44,365 百万円
有価証券	1,608,556 百万円
貸出金	272,204 百万円
担保資産に対応する債務	
預金	1,230 百万円
売現先勘定	683,686 百万円
債券貸借取引受入担保金	292,166 百万円
借用金	164,762 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 742,819 百万円及びその他の資産 172 百万円を差し入れております。
また、その他の資産のうち保証金は 16,408 百万円、デリバティブ取引の差入担保金は 16,807 百万円であります。

30. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布 法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日　平成 11 年 3 月 31 日
同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布 政令第 119 号）第 2 条第 1 号に定める標準地の公示価格及び同条第4号に定める路線価に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。
同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額　7,099 百万円

31. その他の資産には、過去に海外市場で行ったレポ取引の一部について、当社に源泉所得税の徴収義務があったとして課税認定を受け、納付の上で課税の適否を争っている金額 6,316 百万円が含まれております。当社としては、本件は法的根拠を欠く不当なものであり、到底容認できないとの判断から、国税不服審判所への審査請求を経て、平成 17 年 3 月 31 日付で東京地方裁判所に訴訟を提起し、平成 19 年 4 月 17 日付で当社勝訴の判決を受けました。なお、国側は同年 5 月 1 日付で東京高等裁判所に控訴しております。

32. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 602,515 百万円が含まれております。

33. 社債は、全額劣後特約付社債であります。
34. 元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託 903,689 百万円、貸付信託 694,587 百万円であります。
35. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(証券取引法第 2 条第 3 項)による社債に対する当社の保証債務の額は 95,073 百万円であります。
なお、当該保証債務に係る支払承諾および支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和 57 年大蔵省令第 10 号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第 38 号平成 19 年 4 月 17 日)により改正され、平成 18 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から相殺しております。
これにより、従来の方法に比べ支払承諾および支払承諾見返は、それぞれ 95,073 百万円減少しております。
36. 1 株当たりの純資産額　　713 円 90 銭
「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 4 号平成 14 年 9 月 25 日)が平成 18 年 1 月 31 日付で改正され、会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から同適用指針を適用し、1 株当たりの純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これにより、従来の方法に比べ 1 株当たりの純資産額は 5 円 80 銭減少しております。
37. 銀行法第 18 条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。
剰余金の配当をする場合には、会社法第 445 条第 4 項(資本金の額及び準備金の額)の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に 5 分の 1 を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。
当期における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、0 百万円であります。
38. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」、「その他の特定取引資産」中の短期社債、「預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権等が含まれております。以下 41.まで同様であります。

売買目的有価証券

	貸借対照表計上額(百万円)	当期の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	534,464	218

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	貸借対照表計上額(百万円)	時　価(百万円)	差　額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	501,839	501,130	△709	785	1,494
地方債	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—
社債	204,292	203,361	△930	—	930
その他	—	—	—	—	—
合計	706,131	704,491	△1,639	785	2,425

子会社･子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの
該当ありません。
その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価(百万円)	貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	481,705	988,215	506,509	514,010	7,500
債券	955,035	951,480	△3,555	1,340	4,895
国債	623,930	621,497	△2,433	802	3,235
地方債	62,061	61,884	△177	234	412
短期社債	―	―	―	―	―
社債	269,042	268,098	△944	303	1,248
その他	2,100,669	2,093,421	△7,247	17,264	24,512
外国株式	―	―	―	―	―
外国債券	1,662,977	1,643,451	△19,526	3,545	23,071
その他	437,691	449,970	12,278	13,719	1,441
合計	3,537,410	4,033,116	495,706	532,615	36,909

なお、上記の評価差額から繰延税金負債 201,256 百万円を差し引いた額 294,449 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。当期において、その他有価証券で時価のある株式について 2,739 百万円減損処理を行っております。減損処理において、時価が「著しく下落した」と判断する基準は、資産の自己査定において、有価証券の発行会社の区分が正常先に該当するものについては、時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合とし、今後の管理に注意を要する要注意先以下に該当するものについては、時価が取得原価に比べ30%以上下落した場合であります。

39. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	3,245,128	27,183	18,971

40. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額(百万円)
子会社･子法人等株式及び関連法人等株式	
子会社･子法人等株式	265,933
関連法人等株式	27,110
その他有価証券	
非上場債券	277,619
貸付信託受益証券	225,258
非上場外国証券	92,055

41. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内(百万円)	1年超5年以内(百万円)	5年超10年以内(百万円)	10年超(百万円)
債券	344,317	1,000,424	535,419	55,069
国債	196,587	463,005	410,683	53,060
地方債	5,109	23,729	33,045	―
短期社債	―	―――	―――	―――
社債	142,620	513,689	91,690	2,009
その他	260,096	696,154	622,775	658,141
外国債券	159,296	506,398	595,172	433,239
その他	100,799	189,756	27,602	224,902
合計	604,414	1,696,579	1,158,195	713,211

42. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (百万円)	当期の損益に含まれた 評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	18,031	460

	取得原価 (百万円)	貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
その他の 金銭の信託	2,000	2,000	―	―	―

43. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は 7,822,064 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 6,714,961 百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

44. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産		
貸倒引当金損金算入限度超過額（貸出金償却含む）	33,843	百万円
有価証券償却有税分	33,004	百万円
退職給付引当金	11,608	百万円
その他	30,262	百万円
繰延税金資産小計	108,719	百万円
評価性引当額	△10,093	百万円
繰延税金負債との相殺	△98,626	百万円
繰延税金資産合計	―	百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	201,239	百万円
その他	4,396	百万円
繰延税金負債小計	205,636	百万円
繰延税金資産との相殺	△98,626	百万円
繰延税金負債合計	107,010	百万円
差引：繰延税金負債の純額	107,010	百万円

45. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第 5 号平成 17 年 12 月 9 日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第 8 号平成 17 年 12 月 9 日）が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」（昭和 57 年大蔵省令第 10 号）別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第 60 号平成 18 年 4 月 28 日）により改正され、平成 18 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から以下のとおり表示を変更しております。

⑴「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本及び評価・換算差額等に区分のうえ表示しております。
なお、当期末における従来の「資本の部」に相当する金額は 1,205,219 百万円であります。

⑵「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」及び「当期未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「海外投資等損失準備金」、「別途準備金」及び「繰越利益剰余金」として表示して

おります。

⑶ 純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。

⑷「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。

⑸「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。

①「動産不動産」中の「土地建物動産」は、「有形固定資産」中の「建物」「土地」「その他の有形固定資産」に区分表示し、「建設仮払金」は、「有形固定資産」中の「建設仮勘定」として表示しております。

②「動産不動産」中の「保証金権利金」のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」として、保証金は、「その他資産」中の「その他の資産」として表示しております。

③「その他資産」中の「その他の資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」中の「ソフトウェア」として表示しております。

46. 「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成 15 年 10 月 31 日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第 7 号平成 17 年 12 月 27 日) 及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成17年 12 月 27 日)が平成 18 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から各会計基準及び同適用指針を適用しております。

47. 銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 3 号ロ ⑽ に規定する単体自己資本比率 (国際統一基準) は、12.25%であります。

損益計算書（平成18年4月 1日から 平成19年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**558,470**
信託報酬	**73,226**	
資金運用収益	**333,194**	
貸出金利息	176,239	
有価証券利息配当金	128,535	
コールローン利息	5,116	
債券貸借取引受入利息	180	
買入手形利息	7	
預け金利息	15,609	
金利スワップ受入利息	354	
その他の受入利息	7,150	
役務取引等収益	**97,249**	
受入為替手数料	837	
その他の役務収益	96,412	
特定取引収益	**8,311**	
商品有価証券収益	197	
特定金融派生商品収益	6,735	
その他の特定取引収益	1,377	
その他業務収益	**27,953**	
外国為替売買益	11,730	
国債等債券売却益	14,861	
その他の業務収益	1,361	
その他経常収益	**18,535**	
株式等売却益	12,573	
金銭の信託運用益	680	
その他の経常収益	5,281	
経常費用		**423,918**
資金調達費用	**187,521**	
預金利息	90,565	
譲渡性預金利息	19,304	
コールマネー利息	1,358	
売現先利息	36,257	
債券貸借取引支払利息	3,324	
売渡手形利息	40	
借用金利息	15,185	
短期社債利息	1,237	
社債利息	4,737	
その他の支払利息	15,510	
役務取引等費用	**39,500**	
支払為替手数料	385	
その他の役務費用	39,115	
特定取引費用	**166**	
特定取引有価証券費用	166	
その他業務費用	**16,392**	
国債等債券売却損	16,040	
金融派生商品費用	352	
営業経費	**120,959**	
その他経常費用	**59,378**	
貸倒引当金繰入額	34,289	
貸出金償却	4,820	
株式等売却損	2,932	
株式等償却	4,544	
その他の経常費用	12,791	
経常利益		**134,551**
特別利益		**5,210**
固定資産処分益	**2,273**	
償却債権取立益	**436**	
その他の特別利益	**2,500**	
特別損失		**7,264**
固定資産処分損	**321**	
減損損失	**6,942**	
税引前当期純利益		**132,497**
法人税、住民税及び事業税		**48,046**
法人税等調整額		**2,636**
当期純利益		**81,813**

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	6,556 百万円
役務取引等に係る収益総額	1,568 百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	2,131 百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	11,983 百万円
役務取引等に係る費用総額	30,227 百万円
その他の取引に係る費用総額	13,697 百万円

3. 1株当たり当期純利益金額　48円89銭
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額　48円89銭
5. 特定取引目的の取引については、取引の約定時点を基準とし、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。
特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前期末と当期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。
6. 「その他の経常費用」には、投資損失引当金繰入額6,458百万円を含んでおります。
7. 「その他の特別利益」は、株式会社ユーエフジェイホールディングス等UFJグループ3社（現株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ等三菱UFJグループ3社）に対する損害賠償請求訴訟の和解解決金であります。
8. 当期において、東京地区拠点ビルの統廃合および共同開発の意思決定により、将来の除却、売却等が意思決定されている建物について、減損損失を 4,736 百万円計上しております。この他、遊休資産（将来の廃止が既に意思決定されているもの等）に該当する土地建物及びソフトウェア等について、減損損失を2,206百万円計上しております。
グルーピングについては、営業支店単位を基礎とし、本部ビル、事務センター、厚生施設等は共用資産としております。遊休資産等については、将来の廃止（除却、売却等を含む）が既に意思決定されているもの等であり、各資産を各々独立した単位としております。
減損損失の測定には、回収可能価額を使用しており、回収可能性があるものは正味売却価額（主として鑑定評価額）に基づき算定し、回収可能性が認められないものは、帳簿価額を全額減損損失として計上しております。
9. 従来は損益計算書の末尾において当期未処分利益の計算を表示しておりましたが、当期より株主資本等変動計算書を作成し、資本金、準備金及び剰余金の状況を表示しております。なお、これにともない、利益処分計算書は当期より作成しておりません。
10. 関連当事者との重要な取引の内容は以下の通りです。
子会社及び子法人等、関連法人等

属性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容（注）	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社及び子法人等	STB Finance Cayman Ltd.	所有 直接100%	役員の兼任 金銭貸借 預金取引	資金の借入	135,915	借入金	276,015
				債務保証	135,915	支払承諾見返	276,015

注 資金の借入はSTB Finance Cayman Ltd.が発行している劣後社債と同等の条件により資金を借り入れたものであり、債務保証は当該社債に対するものであります。

信　託　財　産　残　高　表
（平成19年3月31日現在）

（単位：百万円）

資　　産	金　額	負　　債	金　額
貸出金	**591,989**	**金銭信託**	**21,369,242**
証書貸付	347,082	**年金信託**	**6,970,683**
手形貸付	244,907	**財産形成給付信託**	**8,207**
有価証券	**10,496,104**	**貸付信託**	**685,561**
国債	4,324,625	**投資信託**	**16,912,419**
地方債	294,706	**金銭信託以外の金銭の信託**	**3,020,418**
社債	1,254,963	**有価証券の信託**	**13,535,165**
株式	2,469,301	**金銭債権の信託**	**6,740,747**
外国証券	2,151,716	**動産の信託**	**1,147**
その他の証券	791	**土地及びその定着物の信託**	**146,802**
信託受益権	**50,601,325**	**包括信託**	**7,759,552**
受託有価証券	**399,129**	**その他の信託**	**0**
金銭債権	**7,058,417**		
生命保険債権	0		
住宅貸付債権	3,255,677		
その他の金銭債権	3,802,740		
有形固定資産	**3,854,098**		
動産	1,234		
不動産	3,852,864		
無形固定資産	**23,865**		
地上権	11,961		
不動産の賃借権	11,861		
その他の無形固定資産	41		
その他債権	**2,524,875**		
コールローン	**3,800**		
銀行勘定貸	**1,319,548**		
現金預け金	**276,793**		
預け金	276,793		
合　計	**77,149,949**	**合　計**	**77,149,949**

（注）1．記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2．上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。
3．信託受益権には、資産管理を目的として再信託を行っている金額50,584,936百万円を含んでおります。
4．共同信託他社管理財産 3,458,930百万円
5．元本補てん契約のある信託の貸出金428,943百万円のうち破綻先債権額は－百万円、延滞債権額は2,688百万円、3カ月以上延滞債権額は－百万円、貸出条件緩和債権額は16,829百万円、以上合計額は19,517百万円であります。

（付） 元本補てん契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む）の内訳は次のとおりであります。

金　銭　信　託

（単位：百万円）

資産	金額	負債	金額
貸出金	428,943	元本	903,689
有価証券	14,673	債権償却準備金	1,235
その他	461,846	その他	537
計	**905,462**	**計**	**905,462**

（注） 1．記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2．有価証券には、貸付信託受益証券 14,624百万円を含んでおります。

貸　付　信　託

（単位：百万円）

資産	金額	負債	金額
貸出金	―	元本	694,587
有価証券	―	特別留保金	4,136
その他	700,772	その他	2,047
計	**700,772**	**計**	**700,772**

（注） 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。